

令和8年度

板橋区製造業設備投資助成金 実施要領

(令和8年4月1日 産業経済部長決定)

受付期間 令和8年4月20日(月)～11月30日(月)

通常枠： 上限500万円 (助成率 1/2)

特例枠： 上限666万円 (助成率 2/3)

【申請書類提出先】

電子申請サービス (LoGo フォーム) に必要書類をアップロードしてください。

URL : <https://logoform.jp/form/Rwxz/950246>

【問い合わせ】

板橋区 産業経済部 産業振興課 工業振興係

Eメール : sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp

1 事業の目的

設備投資による競争力強化、労働生産性の向上を図る製造業事業者に対し、その設備取得に要する費用を助成することにより、区内産業の振興に寄与することを目的とします。

2 助成金申請の前に

この助成金制度の対象は、事前に国の設備投資支援策である中小企業等経営強化法に基づく「先端設備導入計画」の認定申請書類を板橋区に提出し、認定を受けた設備投資です。

当助成金の申請前に、取得する機械・設備について先端設備導入計画を作成し、認定申請をしてください。詳細は、以下のWebサイトをご参照ください。

<板橋区ホームページ>先端設備導入計画

URL : <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/yuushi/1005494.html>

<中小企業庁による紹介ページ>

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

<先端設備導入計画 認定申請用 Web サイト>板橋区 LoGo フォーム

URL : <https://logoform.jp/form/Rwxz/951807>

3 助成金額

通常枠：助成対象経費の2分の1以内(上限500万円)

特例枠：助成対象経費の3分の2以内(上限666万円)

※特例枠の適用要件は以下2点のいずれか又は両方を満たす者

- ①先端設備導入計画の認定申請時に「投資計画の確認書」と「従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面」も提出し、税制支援の特例を受けられる計画認定を受けた者
- ②板橋製品技術大賞受賞事業において何らかの賞を受賞した者(過去3年度)

4 申請にあたって

(1) 提出書類

No.	書類
1	助成金交付申請書（第1号様式）
2	事業計画書（第1号様式の別紙1～3）
3	誓約書
4	提出書類確認チェックシート
5	設備取得に係る見積書
6	取得する設備の資料（カタログ等）
7	企業概要資料（自社の会社案内・パンフレット等）
8	法人：登記事項全部証明書（発行日から3カ月以内）
9	個人事業主：開業届
10	法人：法人事業税及び法人都民税の納税証明書 （発行日から3カ月以内）
11	個人事業主：個人事業税及び住民税の納税証明書 （発行日から3カ月以内）
12	決算書のうち、貸借対照表及び損益計算書（直近2期分）

※5は、2社以上から見積りを取ってください。

必要に応じ追加でご提出いただくことがあります。発注内容の性質上、2社以上から見積を取る事が困難な場合、選定理由書（別紙6）を作成し提出。

(2) 申請書類様式

板橋区 HP からダウンロードしてください。

URL：<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/yuushi/1056066.html>

(3) 申請方法

電子申請サービス（LoGo フォーム）に必要書類をアップロードしてください。

URL：<https://logoform.jp/form/Rwxz/950246>

5 助成対象者

助成金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる各号を全て満たす者とします。

- (1) 中小企業者（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。）であること。
- (2) 日本標準産業分類上の大分類における製造業事業者であること。
- (3) 法人の場合、本店登記及び活動実態（本社機能）が板橋区内にあること。個人の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所及び納税地が板橋区内であること。また、1年以上継続して事業を営んでいること。
- (4) 1つの大企業（中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資していない企業であること。
- (5) 役員の数半数以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。
- (6) 大企業が実質的に経営に参画していない企業であること。
- (7) 法人の場合は、法人住民税及び法人事業税、個人の場合は個人事業税及び個人住民税を滞納していないこと。
- (8) 区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (9) 必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。
- (10) 東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者と関係がないこと。
- (11) 遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと。
- (12) 過去2年度以内に「生産性向上に資する設備導入助成事業助成金」及びこの助成金の交付を受けていないこと。
- (13) 過去「生産性向上に資する設備導入助成事業助成金」及びこの助成金の交付を受けた以降の操業状況報告書等、必要とされる書類の提出を怠っていないこと。

6 助成対象期間

交付決定日から令和9年2月26日（金）まで

※期間終了まで区への実績報告書類提出までが完了しなかった場合、交付決定に係る権利を放棄したものと見なします。

7 助成対象事業

助成の対象は、次の条件を全て満たす設備投資事業とします。

- (1) 中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画の認定を受けた事業であること。
- (2) 人員削減を目的とした事業でないこと。
- (3) 同一の事業について、国、都、板橋区、商工会議所その他これに類する団体から助成を受けたあるいは受ける予定の項目が経費に含まれていないこと。
- (4) 実質的に労働を伴わない事業、資産運用的な事業でなく、製品の製造を担う設備を取得する事業であること。（例：コインパーキング、コインランドリー等の運営用に機械装置を購入する事業などは助成対象外）
- (5) 助成対象経費の総額が100万円以上の事業であること。※1
- (6) 設備を設置し、稼働する場所が板橋区内であること。

※1 消費税は助成対象経費ではないので注意。

その他の助成対象経費については別表「助成対象経費」参照

◆助成対象事業の例

- ・最新型印刷機の導入（印刷・同関連業）
- ・精密タレット形立フライス盤の導入（生産用機械器具製造業）
- ・微量貴金属汚染物質回収装置の導入（化学工業）
- ・三次元測定器の導入（金属製品製造業）
- ・高速レーザー加工機の導入（その他製造業）
- ・デジタルマイクロスコープの導入（はん用機械器具製造業）

◆助成対象外事業の例

- ・コインランドリー等運営用の機器の購入
- ・太陽光発電を行うためのソーラーパネルの購入
- ・エアコン・空気清浄機の購入
- ・パソコンの購入

※本助成金は、導入することによって労働生産性の向上が見込まれる設備を対象とします。

よって、製品の製造を担わない設備、消耗品、ランニングコストと見なされる経費は助成の対象外です。

8 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、次の各号の条件を全て満たすものとします。

- (1) 別表「助成対象経費」に掲げる経費に該当すること。
- (2) 助成対象期間内に契約、納品・施工、支払を実施し、それが報告書類上で確認できること。
- (3) 単価、仕様、数量等が報告書類上で確認できること。
- (4) 新規購入であること（中古・リースではないこと）。

別表 助成対象経費

助成対象経費	
1	機械及び装置の購入に係る経費
2	工具の購入に係る経費
3	建物附属設備の購入に係る経費
4	器具及び備品の購入に係る経費
5	1から4までの輸送に伴う経費（運搬等）
6	1から4までの設置に伴う経費（分解・組立・校正・整備・操作講習等）
7	1から4までの導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
8	1から4までの導入に伴い必要となるソフトウェアの購入に係る経費
9	その他区長が適当と認める経費

※全ての経費について請求書、納品書、領収書、振込記録等の帳票書類による支払の確認をします。書類に不備がある場合には助成対象経費として認められません。

※手形、小切手又はクレジットカードにより支払いが行われている経費は助成対象と認められません。

※助成対象事業以外の事業と混同して支払いが行われており、助成対象事業に係る経費が区別できないものは助成対象として認められません。

※経費総額のうち1,000円未満の端数については切り捨て。

※設備の設置・稼働場所が板橋区内に限り助成対象とします。

9 助成対象外経費

- (1) 事業にかかる自社の人件費（契約手続、ソフトウェア開発等）、旅費交通費
- (2) 公租公課（消費税等）
- (3) 助成対象期間外に契約、納品、検収等を実施したものについての費用
- (4) 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (5) 電話代、インターネット利用料金等の一般的な通信費
- (6) 消耗品代、雑誌購読料、新聞代
- (7) 不動産の購入費、自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。）の購入費・修理費・車検費
- (8) 振込手数料（代引き手数料を含む）、収入印紙、各種保険料
- (9) 助成対象者又は助成対象者の親会社・子会社が扱う製品の購入に係る費用
- (10) 中古品の購入費（他に目的の達成手段がない場合を除く）
- (11) 連携体内の取引によるもの
- (12) 工事建物、構築物、簡易建物（ビニールハウス等）の取得経費及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の経費
- (13) 設置場所の整備工事や基礎工事に要する経費
- (14) 機器、ソフトウェアのサポート・保守費用など、ランニングコストと見なされる経費
- (15) 社会通念上、不適切と認められる経費、その他区長が助成対象外経費と認める経費

10 全体スケジュール

- (1) 募集期間
令和8年4月20日（月）から11月30日（月）
※募集定員に達した場合、その時点で早期終了します。
- (2) 交付決定
随時
- (3) 事業実施期間（助成対象期間）
交付決定日から令和9年2月26日（金）
この間に設備の契約～設置～支払いまで全てを行い、実施報告書類の提出を完了する必要があります。
- (4) 実績報告
事業完了（代金の支払い）から1カ月以内、かつ令和9年2月26日（金曜日）まで
- (5) 助成金交付
実績報告書提出後、区が交付額確定、事業者が請求書を提出し交付する。

11 交付決定について

- (1) 助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- (2) 助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- (3) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、事業完了後、実績報告・実地検査に基づき助成金額を確定します。

12 助成対象事業の変更・中止等

助成対象事業を変更または中止することが見込まれる場合、助成対象事業者は、あらかじめ変更申請をしなければなりません。

- (1) 変更申請を必要とする場合の例
 - 購入予定設備等の変更
 - 委託・外注の発注先の変更
 - 費用の増減
 - その他決定を受けた事業の効果に影響を与える事象の発生

変更・中止の届け出の際は、板橋区HPから「変更等承認申請書」をダウンロードし、提出してください。変更の際は、必要な添付書類を確認し、提出してください。

※変更が承認されていない物品の購入、経費の増額等は助成対象外です。

※変更申請を行った場合も、予算の都合等により助成対象経費の増額が認められない場合があります。

13 実績報告

事業完了後1カ月以内かつ令和9年2月26日(金)までに次の書類を提出してください。

提出は交付申請と同様に電子申請サービス (Logo フォーム) に必要書類をアップロードしてください。実績報告書には、事業経費の支出を明らかにするものとして、次の(1)から(9)の添付が必須です。

提出先：<https://logoform.jp/form/Rwxz/953276>

- (1) 実績報告書 (第5号様式)
- (2) 実施報告書・収支決算書 (別紙1～2 第5号様式関係)
- (3) 見積書の写し (交付決定額より変更があった場合のみ)
- (4) 契約書の写し (契約内容・契約日・契約金額・契約先が確認できるもの)
- (5) 納品書の写し
- (6) 請求書の写し
- (7) 領収書の写し (支払日・支払金額・支払先が記載されているもの)

- (8) 助成対象事業により購入した機械装置や備品の配置図面、工事箇所がわかる図面
- (9) 助成対象事業により購入した機械装置や備品の配置された写真、工事箇所がわかる写真

※ (4) については、発注書と発注請書で代用が可能です。

※ 銀行振込の場合は、銀行の領収書（振込依頼書控）を必ず受け取ってください。

※ インターネットバンキングにてお振込みの場合には、振込明細表等、振込日、振込先、金額がわかるもので代用可能です。

※ 必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

14 助成金額の確定

- (1) 実績報告書提出後、区はその内容を精査し、書類確認や現物確認等を行い、その報告に係る助成対象事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金額を確定します。原則として、本事業終了後の助成金額確定にあたり、助成対象物件等や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は助成対象外です。
- (2) 助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

15 助成金の交付

事業者が、助成金交付額確定通知を受理した後、請求書をご提出ください。板橋区がその請求に基づき助成金を指定口座に振り込みます。請求書の様式は区からご案内します。

16 助成対象事業者の義務

本助成金の交付を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 本事業終了後、認定を受けた先端設備導入計画の終期まで毎年度、対象設備等の操業状況報告書を提出する。5年間は本事業に係る調査に協力しなければなりません。
- (2) 本事業終了後、5年間は板橋区内で継続して操業するよう努めなければなりません。5年以内に、操業の継続が難しくなった際は、すぐに区に報告し、必要に応じて操業継続のための支援を受け入れなければなりません。
- (3) 財産管理及び処分の制限について
 - ①助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければなりません。
 - ②取得財産等については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
 - ③助成対象事業者が、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、取壊し、又は債務の担保に供しようとするときは、取得財産等処分承認申請書をあらかじめ区長に提出し、事前に承認を受けなければなりません。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りではありません。
 - ④財産処分を行った際は、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を区へ納付（返還）しなければなりません。納付額は当該処分財産に係る助成金額が限度です。
- (4) 本事業の進捗状況の確認のため、実地検査が入ることがあります。その場合、検査に協力しなければなりません。

17 財産の帰属等

助成対象事業により取得した機械装置等の設備及び備品等の財産権は事業者に帰属します。

18 助成の取消

以下に該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。その際、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて返還を命じる場合があります。

- (1) 不正又は不当な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付条件に違反したとき。
- (3) 助成対象事業を実施しないとき。
- (4) 助成対象事業者の義務を履行しないとき。
- (5) その他、区長が助成対象事業の実施を不相当と認めたとき。

19 その他

- (1) 本事業終了後、事業の成果について、必要に応じて助成対象事業実施者に発表していただく場合があります。
- (2) 採択となった場合には、事業概要、企業名、代表者名等を公表する場合があります。

20 申請者情報の取扱いについて

- (1) 利用目的
 - (ア) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のため
 - (イ) 申請内容（経費）と他の制度との重複申請の確認のため
 - (ウ) 板橋区及び板橋区産業振興公社の事業案内やアンケート調査等を行う場合
- (2) 個人情報について
 - 個人情報は関係法令ならびに区が定める個人情報関係規程等に基づき適切に取扱います。

21 問合せ

東京都板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター5階
板橋区 産業振興課 工業振興係
Eメール：sg-senryaku@city.itabashi.tokyo.jp
午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）

※窓口での対応を希望される事業者様は、必ず事前にご連絡ください。
連絡なくお越しになった場合、別日に対応させていただくことがあります。